

災害避難時における要援護者支援マニュアル

平成18年4月

石 卷 市

災害避難時における要援護者支援マニュアル

1. 目的

災害が発生したときに、自力で避難することに支障が生ずるおそれのある高齢者、障害者等（いわゆる要援護者）に対しより適切な対策を講ずるため、石巻市が行う要援護者への対応の手引きとして「災害避難時における要援護者支援マニュアル」を作成する。

2. 要援護者情報の整備

石巻市は、町内会、民生委員等と連携を図り、要援護者への支援を円滑に行うための基礎となるよう援護者情報を整備する。

要援護者情報の整備にあたっては、モデル地区等での課題を検証しながら順次地区を拡大していく。

（1）対象者の範囲

- ① ひとり暮らし、高齢者のみの世帯で、寝たきり等により自力で避難することに支障が生ずるおそれのある、在宅の高齢者
- ② 重度の障害により、自力で避難することに支障が生ずるおそれのある、在宅の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病患者

（2）要援護者台帳の整備

① 要援護者情報の収集

情報の収集にあたっては、民生委員・児童委員の訪問活動等により説明を行い、要援護者本人又は介護者・保護者の同意を得る。また、広報等により、本人又は介護者・保護者からの申し出を呼びかける。

② 要援護者情報の整備手順

要援護者を把握後、本人等に要援護者台帳への情報の登載と活用の同意を得る。その後、要援護者台帳を回収し点検整備を進める。

③ 登載する情報

登載する主な情報は次のとおりとする。

ア 固定情報…区分（高齢者・障害者等）、氏名、性別、住所、電話番号

イ 変動情報…災害時に知って欲しいこと（家族構成、緊急連絡先、身体状況等）

ウ 承諾の署名…承諾日、署名

エ 台帳の配備先、台帳の作成時期等

④ 要援護者情報の更新等

当初の要援護者台帳整備後、登載された情報について定期的に確認を行い、要援護者台帳の更新を行う。

また、申し出があれば要援護者台帳への登載を随時受け付ける。

3. 個人情報の厳格な管理

要援護者台帳には要援護者についての個人情報が登載されており、管理、作成にあたっては、管理する者や利用目的の限定を図るなど、厳格な管理方法を講じ、要援護者のプライバシー保護に万全を期していく必要がある。

なお、要援護者本人などに対して要援護者台帳の配備先を示し了解を得るとともに、作成した要援護者台帳（写し）を示すこととする。

4. 地域ぐるみの支援体制づくり

(1) 防災ネットワークの形成

地域の要援護者の安全は地域で率先して守る必要がある。各地域には町内会をはじめとする多くの組織や団体がある。これらの組織等が防災ネットワークを形成し、地域が要援護者を把握し支援する「地域支援体制」を構築していくことが必要である。

① 構成する組織・団体等

防災ネットワークは、次のよう組織を中心に構成される。なお、防災ネットワークは町内会単位とする。

- ア 町内会
- イ 民生委員・児童委員
- ウ 自主防災組織
- エ 福祉ボランティア団体

② 要援護者の支援を担当する構成員

防災ネットワークは、要援護者の支援を担当する構成員を選考する。構成員は原則として要援護者1名に対して2名ずつ配置する。

③ 平常時の活動

防災ネットワークは次のような活動を平常時に実施する。

- ア 要援護者台帳に関する情報の収集と管理
- イ 災害時の安否確認や情報伝達ができる仕組みづくり
- ウ (仮称) 防災マップに関する情報の収集と管理
- エ 要援護者が居住する住宅の防災対策支援

④ 災害発生時の活動

防災ネットワークは、災害発生後に構成員と連携し、各要援護者の安否確認等にあたる。

ア 構成員同士が日頃から連絡を密にし、災害発生時の対応について打合せ等を行う。

イ 防災ネットワークは、地区の要援護者の安否確認等の集約を行うとともに、石巻市からの問い合わせ等に対応する。

ウ 防災ネットワークは、必要に応じて要援護者の避難所等への誘導、搬送の対応を行う。

(2) 地域内防災環境の点検・調査

災害発生時の混乱の中、避難・誘導は非常に困難を極めます。避難・誘導を円滑に行うには、防災ネットワークが中心になり、避難所の周辺及び経路について、目標物や危険物等を点検・調査し、改善していく取組みが必要である。併せて、調査した内容を記載した(仮称)防災マップの作成について検討する必要がある。

5. 最後に

大規模な災害が発生したときの要援護者への支援は、要援護者が住んでいる地域が中心となり行う必要がある。

地域ぐるみの支援体制づくりの中心として、防災ネットワークの構築を目指し、今回「災害避難時における要援護者支援マニュアル」を作成した。

今後とも、各地域と連携を取り防災ネットワークの地区拡大を図っ

ていく必要がある。

なお、要援護者への支援を確立するため引き続き次のような課題に対応していかなければならない。

- (1) (仮称) 防災マップの作成
- (2) 要援護者が参加した地域防災訓練の実施
- (3) 災害発生後の支援活動策の検討
- (4) マンパワーの育成（自主防災組織、福祉ボランティア団体等）
- (5) 福祉のまちづくりの推進
- (6) 要援護者に対する意識の高揚
- (7) 施設入所者への対応の検討